

平成 30 年北海道胆振東部地震の被害状況等について

1 農業用ダム・ため池の点検状況

(1) ダムの点検対象施設：29 箇所

北海道開発局：国営ダム 26 箇所 → 24 箇所は異常なし

1 箇所（瑞穂ダム：安平町）で堤頂のクラック及び山腹崩壊による貯水池への土砂流入。

1 箇所（厚真ダム：厚真町）は周辺の山腹が崩落しダムの洪水吐等が埋塞。道路寸断のため、ヘリによる調査により全体の半分程度の通水断面が確保されていることを確認。

7日、厚真ダム下流地点に自衛隊のヘリで人員や資材を輸送し、今後の降雨に備え、自衛隊 41 名を加えた約 60 名体制で、ダムの堤体への雨水浸透を防ぐブルーシートの敷設、流木の除去を実施。また、水位計の設置を完了。

8日、自衛隊の増員協力も得て、ブルーシートの敷設を完了させ、水路に堆積した流木・土砂の除去を行った。

加えて、北海道開発局において厚真ダムへのアクセスに向け、道道 235 号線の土砂撤去に着手。

9日、天候悪化に伴い昼に作業を中止したが、水路に堆積した流木は約 5 割除去。

北海道庁：補助ダム 3 箇所 → 点検済み・異常なし

(2) ため池の点検対象施設数：74 箇所 → 点検済み・72 箇所異常なし

被災が確認されたため池のうち、1 箇所は堤体のクラックが認められ、既に応急措置を実施済み。その他、安平町の春辺沢ため池では、貯水池内に土砂と流木が流入しており、町は万全を期して下流の 4 戸 9 人に避難指示を発令中。洪水吐に被災が無いことは確認済。排水の安全性を確保するため、安平町が、貯水池内の

流木撤去に着手。また、水位低下用のポンプ搬入のために道路の倒木、土砂の撤去に着手。

2 農林水産関係の被害情報

(1) 停電による被害

- ・乳業工場等（39 か所）のすべてが通電し、稼働（34 か所）若しくは稼働に向け準備中。
- ・搾乳ができない農場や保存されている生乳について冷却ができず廃棄する被害が発生していたが、搾乳が開始されている。
- ・冷蔵庫に保存されていた栽培きのこについて冷却ができず廃棄する被害が発生。
- ・ばれいしょでん粉について、でん粉乳（中間生産物）を攪拌できず、固化及び腐敗し、廃棄する被害が発生。

(2) 停電への対応

停電により支障が生じている地域の基幹産業である酪農・乳業、水産業のほか、緊急な食料供給に資するパンなどの食品製造業に対する電力供給の調整を関係省庁へ要請。

(3) 農林水産施設関係

- ・乾燥調製施設倉庫内で荷崩れ等が発生。
- ・厚真町の民有林で大規模な山腹崩壊が発生。
- ・木炭の製炭窯が崩壊。
- ・林道の路体が崩壊し通行止めとなる被害が発生。
- ・3漁港において岸壁破損や道路の沈下。

(4) 野菜価格関係

東京都中央卸売市場において、北海道産が主力の野菜の価格に、目立った影響はない（9日は休市日）。

3 農林水産省の対応状況

(1) 体制整備等

- 9月6日 03:09 農林水産省災害情報連絡室設置
- 9月6日 03:09 北海道農政事務所緊急自然災害対策本部を設置
- 9月6日 03:09 北海道農政事務所に対し、被害情報の迅速な収集を指示
- 9月6日 03:13 農林水産省緊急自然災害対策本部設置
- 9月6日 03:20 北海道森林管理局緊急自然災害対策本部を設置
- 9月6日 10:00 農林水産省緊急自然災害対策本部（第1回）を開催
- 9月6日 18:30 農林水産省緊急自然災害対策本部（第2回）を開催
- 9月6日 北海道森林管理局が北海道庁と合同でのヘリコプター調査を実施。
- 9月7日 10:00 農林水産省緊急自然災害対策本部（第3回）を開催
- 9月7日 18:30 農林水産省緊急自然災害対策本部（第4回）を開催
- 9月8日 10:30 農林水産省緊急自然災害対策本部（第5回）を開催
- 9月9日 18:55 農林水産省緊急自然災害対策本部（第6回）を開催

(2) 食料供給

- 9月6日 食料産業局等が、被災地への食料支援が必要となった場合に備え、関係企業・団体へ協力を要請し、必要な体制を整備。
- 9月7日 北海道厚真町、安平町、むかわ町等向けに第1弾の食料支援物資として、パン5千食、カップ麺1万食、パックご飯1万食、レトルトカレー1万食、缶詰1万個、水（500ml）1万本、スポーツドリンク（500ml）1万本、野菜ジュース（200ml）1万本をプッシュ型で手配。
- 9月8日 道指定のストックポイントに第1弾の食料支援物資の到着を確認。
さらに、第2弾の食料支援物資として、パン3万5千食、即席麺1万食、パックご飯1万食、レトルトカレー2万食、缶詰2万個、水（500ml）2万本、野菜ジュース3千5百本（200ml）等を手配。このうち、パン1万食について、道指定のストックポイントへの到着を確認。
- 9月9日 第2弾の食料支援物資のうち、道指定のストックポイントにパン1万食の到着を確認（17時00分現在）。

(3) 小売価格の調査（全国主要都市）

9月7日 各地方農政局に対し、農政局所在地の店舗における、北海道を主産地とする食品（ばれいしょ、たまねぎ、トマト、にんじん、だいこん、さんま、さけ、牛乳及びバターの9品目）の小売価格の調査を指示。

（第1回調査予定日：9月10日（月））

(4) 職員派遣

- ・北海道ヘリエゾンを派遣（9月6日～、北海道農政事務所、北海道森林管理局）。
- ・林野庁担当官を北海道に派遣し、災害復旧等事業の技術的指導・被害状況調査を実施（9月6日～。被害調査支援等により、延べ25人・日派遣。）
- ・北海道厚真町において、（国研）森林研究・整備機構森林総合研究所の専門家を派遣して現地調査を実施（9月8日～9日）。
- ・北海道農政事務所の職員を物資仕分け支援のために生活物資集積拠点に派遣。
- ・水土里災害派遣隊（北海道開発局）を安平町、追分町に派遣し、農業水利施設の被害状況調査及び災害復旧事業の技術的指導の支援を実施（9月8日より、延べ16人・日派遣）。

4 通知等の発出

9月6日 消費・安全局が「北海道胆振地方中東部を震源とする地震による防疫資材及び人員の供給・派遣の要請について」を通知。

9月6日 消費・安全局、生産局、農村振興局及び政策統括官が「北海道胆振地方中東部を震源とする地震による農作物、農地及び農業水利施設等の被害に係る技術指導の徹底について」を通知。

9月6日 経営局が「北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について」等を通知。

9月6日 経営局が「北海道胆振地方中東部を震源とする地震による農作物、農地、及び農業水利施設等の被害に係る技術指導の徹底及び農業共済の対応について」を通知。

9月6日 経営局が「平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被害

に対する金融上の措置について」を通知。

9月6日 水産庁が「平成30年北海道胆振地方の地震による漁業共済事業の円滑な運営について」を通知。

9月6日 水産庁が「平成30年北海道胆振地方の地震による漁船保険事業の円滑な運営について」を通知。

9月6日 水産庁が「平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による災害に対する金融上の措置について」を通知。

9月6日 水産庁が「平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被害漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について」を通知。

9月7日 食料産業局が「平成30年北海道胆振東部地震による災害に関して被災中小企業・小規模事業者対策について（中小企業庁公表）」を所管団体へ周知。

9月7日 農村振興局が、早期の復旧に向け、災害復旧事業における査定前着工制度の積極的な活用について通知。

9月7日 農村振興局が、多面的機能支払交付金の農地維持活動のうち、異常気象後の農用地の法面の補修や堆積した土砂・倒木等の撤去を交付対象としていること等を通知。

9月7日 農村振興局が、自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還の免責及び復旧計画の提出により引き続き交付対象となることを通知。

9月7日 経営局が経営局公式 Facebook「農水省・農業経営者 net」にて被災農林漁業者に役立つ情報を配信開始。

9月7日 消費・安全局が、消費者庁及び厚生労働省と連名で、各都道府県等に対し、食品表示法の弾力的運用を通知。

9月7日 林野庁が林業・木材産業関係団体に対して、被害状況の把握や応急対策等への取組について協力を依頼。

9月7日 林野庁が北海道庁に対し、治山・林道施設を緊急に復旧する必要がある場合には、「査定前着工」を積極的に活用するよう通知。

9月7日 林野庁が北海道に対して、補助施設を被災者の緊急避難所等に、高性能林業機械をがれきの除去等に使用することを緊急的な目的外使用として取り扱うことを通知。